

謹賀新年



尾道税務署長 渡辺 孝之



新年あけましておめでとうございます。

令和3年の年頭に当たり、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会会員の皆様方には、謹んで新年のお祝いを申し上げますとともに、新しい年を期待と希望をもってお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症が世界規模で蔓延し、我が国でも社会や経済に甚大な混乱と打撃を与えました。

国税当局としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた納税者の皆様に対して、申告や納付に当たり、必要な情報の周知・広報を行い、実情に即した丁寧な相談に努めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

改めまして、吉井会長をはじめ、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年分の確定申告から、65万円の青色申告特別控除の適用要件に、「e-taxによる申告又は電子帳簿保存を行うこと」が加わりました。

また、給与所得控除額等の引き下げと基礎控除額の引き上げ、ひとり親控除の創設や寡婦控除の見直しなど、多くの事項で改正があります。

国税当局としましても、こうした変化に的確に対応しつつ、適切な情報発信や納税者の皆様に寄り添った対応により、期待と信頼にしっかりと応えていくことが重要であると考えています。

引き続き、皆様方と十分に意思疎通を図り、税務行政の円滑な運営に努めてまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにあたり、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方の事業のご繁栄、そして、会員とご家族のご健勝を祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。



会長 吉井 清介



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、会員の皆様、会の運営につきまして、ご理解とご支援をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外出自粛等もあり尾道市への旅行客も減少するなど大変な一年でありました。

さて、まもなく、令和2年分の所得税・消費税の確定申告が始まります。当会事務局では、中国税理士会尾道支部の先生方のご協力を得ながら、会員皆様の適切な決算、申告の指導と電子申告(e-tax)に重点的に取り組んで参りますので、よろしくお願い致します。

また、当会では、令和3年1月25日から始まる「令和2年分所得税・消費税の確定申告」において3密を回避するために「完全予約制」を実施致します。つきましては、皆様におかれましてはご協力の程、宜しく願い致します。

結びに当たりまして、皆様のご健勝、並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしますとともに、新型コロナウイルス感染症の早期終息を願っております。

本年も宜しく願い申し上げます。



瀬戸田地区会 会長 金本 光乗



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中には、尾道しまなみ商工会と協力し、時代の要請に応えるべく適正納税の推進を図る活動に取り組み、会員の皆様にはご支援・ご協力を賜りましたこと、感謝申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルスの流行により、日本はもとより世界中に大きなダメージを与え続けています。長引く自粛要請や、観光需要の落ち込みは生活スタイルそのものを変え、現在も先が見通せない状況であります。

このような状況下ではございますが、当地区会では年始より会員の皆様へ確定申告業務のサポートを、感染防止対策を行いながら実施していく所存でございます。

今後とも当地区会の事業運営にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝、ご繁栄を念じつつ新年のご挨拶といたします。



因島地区会 会長 巻幡 伸一



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、新型コロナウイルス感染症という今までに経験のない事態の中、今をもって、経済全般において、営業、販売、物流等多方面にわたり大きく影響を与えており、会員の皆様におかれましても、手探りの状況下で感染防止対策を行いながら事業活動を続けられているかと存じます。

国や県、市からも多くの支援策が打ち出されておりますが、経済回復のためにも、早期の事態収束が望まれるところであります。

当青色申告会としても会員の皆様への税制改正等情報提供や支援の実施など更なるサービスの向上を図ってゆくと共に、青色申告優遇制度拡充のための要望活動を引き続き積極的に行って参ります。本年も税務知識の向上及び青色申告制度発展のため共に頑張る参りたいと存じますので、何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

終わりにりましたが、会員の皆様にとってより良い一年となることを願っております。



世羅郡地区会 会長 上野 悟



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は新型コロナ感染症に翻弄された1年でした。会員の皆様も感染拡大の影響を少なからず受けられたことと思います。休業や自粛を余儀なくされた方も多いと思いますが、こういった時ほど「当たり前」に活動ができる」ことの大切さを痛感するとともに、このことに感謝せずにはられません。

今は辛抱の時かもしれませんが、明けない夜はないと言います。皆様方にはこの困難を「全集中」で乗り切って頂きたいと思っております。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝とご繁栄をお祈りいたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



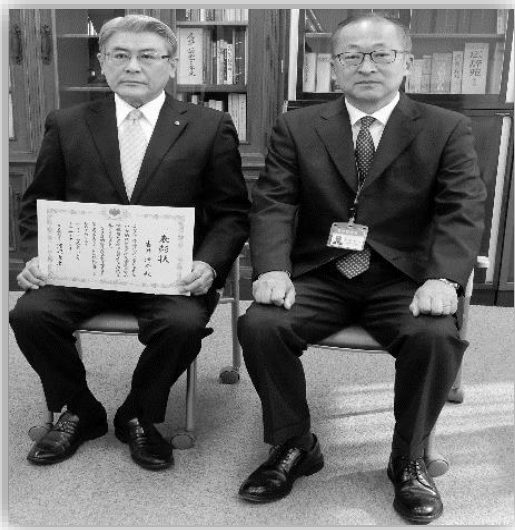
令和2年度 尾道税務署長納税表彰



令和2年度尾道税務署表彰式は、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、尾道税務署で個別に行われました。

* 税務署長表彰 *

尾道地区会会長 吉井清介氏



* 税務署長感謝状 *

尾道地区会副会長 伊駒栄治氏
尾道地区会常任理事 大工谷博旦氏



受賞者の皆様おめでとうございます。
心よりお祝い申し上げます。
今後とも青色申告会と地域社会のためにご活躍のほど
お願い申し上げます。



尾道地区会元副会長 藤間 三郎様が
令和2年11月にお亡くなりになりました。
当会の為に、ご尽力頂いたこと心から感謝致します。
謹んでお悔やみ申し上げます。



償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、本市に土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産を所有している個人又は法人。

● なお、次の方々や次の場合も申告が必要となります。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- ③ 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- ④ 償却資産を共有されている方 { ※各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告していただくこととなります。 }
- ⑤ 所有していた該当資産が前年中に全て無くなった場合（減少資産）
- ⑥ 廃業、解散、休業、移転等の場合（申告書備考欄にその旨を記入し提出して下さい。）

● 免税点

償却資産の課税標準となるべき額の合計が150万円に満たない場合は、償却資産に対しては課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

(2) 申告の方法

● 前年度に申告された方

項目	説明
内容	令和2年1月2日から令和3年1月1日までに増加及び減少した償却資産 令和2年1月1日以前に取得した償却資産で、申告漏れ等のあった償却資産
提出書類	①償却資産申告書（第26号様式） ②種類別明細書＜増加資産用・全資産用＞（第26号様式別表1） ③種類別明細書＜減少資産用＞（第26号様式別表2）
備考	※ <u>現在所有の償却資産の申告内容に誤りがあり、修正される場合は、同封の「償却資産一覧表」に見え消し修正して提出してください。</u> (また、減少資産の提出についても、同表に見え消しでの提出可。) ※資産の増加・減少もしくは修正が全く無い場合は、①償却資産申告書「備考欄」の「2.資産異動なし」に○をして提出してください。この場合、②、③は提出不要です。

● 今回初めて申告される方（新規に事業を開始された方など）

項目	説明
内容	令和3年1月1日現在、尾道市内に所有している全ての償却資産
提出書類	①償却資産申告書（第26号様式） ②種類別明細書＜増加資産用・全資産用＞（第26号様式別表1）
備考	※資産の所有が無い場合は、①償却資産申告書「備考欄」の「3.該当資産なし」に○をして提出してください。この場合、②は提出不要です。